

各年度の決算に基づく健全化判断比率等について

(単位: %)

決算年度	実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率		資金不足比率
			玄海町	佐賀県内 市町平均	玄海町	佐賀県内 市町平均	
平成21年度	— (△4.77)	— (△16.88)	2.4	14.70	— (△288.4)	98.00	—
平成22年度	— (△3.75)	— (△15.32)	2.3	13.80	— (△238.0)	77.90	—
平成23年度	— (△6.06)	— (△19.77)	2.4	12.90	— (△283.5)	64.60	—
平成24年度	— (△10.23)	— (△25.02)	3.3	12.20	— (△296.1)	54.10	—
平成25年度	— (△7.64)	— (△19.01)	2.9	11.50	— (△322.9)	56.30	—
平成26年度	— (△7.03)	— (△20.10)	2.5	10.60	— (△293.2)	52.60	—
平成27年度	— (△8.13)	— (△19.83)	3.7	9.70	— (△295.3)	53.20	—
平成28年度	— (△9.83)	— (△42.37)	4.1	8.90	— (△293.6)	57.10	—
平成29年度	— (△5.86)	— (△17.58)	3.6	8.60	— (△321.4)	55.00	—
平成30年度	— (△6.82)	— (△17.18)	1.6	8.50	— (△339.8)	56.70	—
令和元年度	— (△5.60)	— (△13.93)	0.6	8.50	— (△272.0)	54.80	—
令和2年度	— (△4.85)	— (△11.34)	△0.2	—	— (△234.2)	—	—
早期健全化基準 又は 経営健全化基準	15.00	20.00	25.0		350.0		20.0
財政再生 基準	20.00	30.00	35.0				

●早期健全化基準

健全化判断比率4指標のいずれかが上記の基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを実施

- ・財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て公表
- ・策定した計画を総務大臣、県知事へ報告
- ・毎年度、計画の実施状況を議会へ報告し公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

●財政再生基準

健全化判断比率3指標のいずれかが上記の基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを実施

- ・財政再生計画を策定し、議会の議決を経て公表
- ・計画について総務大臣と協議し同意を求めることができる
- ・同意がない場合には、災害復旧事業など一部の地方債を除き、地方債の発行は不可
- ・毎年度、計画の実施状況を議会へ報告し公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

●経営健全化基準

資金不足比率が上記の基準以上となった場合、経営の健全化を図るため次のことを実施

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て公表
- ・策定した計画を総務大臣、県知事へ報告
- ・毎年度、計画の実施状況を議会へ報告し公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査